

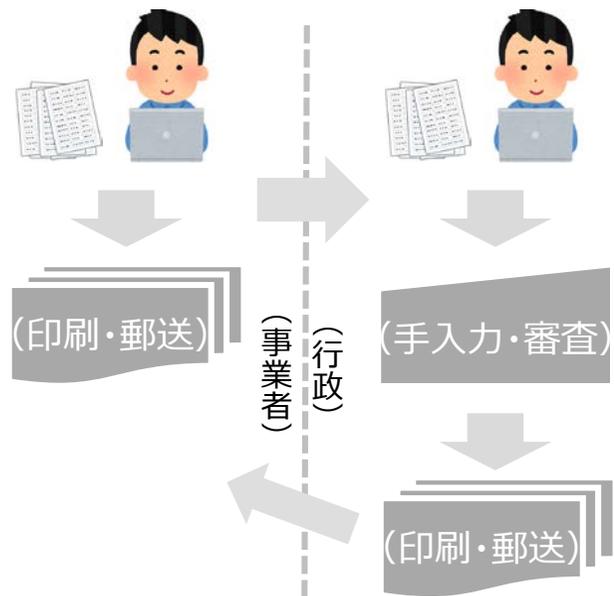
輸出管理内部規程に係る行政手続の電子化について(令和2年度～)

資料6

- 現在、紙ベースで行われている事業者からのC P（輸出管理内部規程）やC L（自己管理チェックリスト）に係る所要の届出から、行政側による受理票発行に至る一連の手続を、令和4年度を目途に電子化する計画で作業に着手。事業者側の利便性と行政側の生産性の向上を図る。
- 5年度以降はNACCSとの連携やAIを活用した審査も視野に入れ検討。

【現状】

- 紙の申請書に押印、事業者が郵送
- 行政側では手入力、審査の上、紙の受理票を郵送



【システム構築後】

- 事業者はウェブ上で入力、届出
- 行政側では審査の上、電子的に受理票を発行（事業者側でダウンロード）

